

【設問 1】

刑訴法 87 条 1 項は、勾留の取消しにつき、「勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人〔中略〕の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。」と規定し、「勾留の理由」という要件と「勾留の必要」という要件を区別している。

同項が規定する「勾留の理由」及び「勾留の必要」という要件は、それぞれ具体的に何を意味するか、説明しなさい。

【設問 2】

刑訴法 39 条 3 項は、捜査機関に対し、「公訴の提起前に限り」、接見指定を行う権限を認めている。このように、捜査機関の接見指定権限が「公訴の提起前に限り」認められているのは、どのような理由によるものか、説明しなさい。

【設問 3】

いわゆる「自己負罪拒否特権」と「黙秘権」の相違点について、関連する憲法及び刑訴法の条文に言及しつつ、説明しなさい。

【設問 4】

いわゆる「違法性の承継論」と「毒樹の果実論」の相違点について、具体例を挙げつつ、説明しなさい。